東京サステナブルワーク企業登録マーク取扱要領

令和6年12月4日付6産労雇労第1328号

(目的)

第1条 この要領は、東京サステナブルワーク企業登録マーク(以下「マーク」という。)の利用に関し、必要な事項について定めるものとする。マークの利用については、東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)及び東京都著作権取扱要綱(平成10年7月10日10財管総第50号)に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 本要領で使用する用語は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号。)、東京の未来の働き 方推進事業実施要綱(令和6年5月10日付6産労雇労第295号。以下「実施要綱」という。) 及び東京サステナブルワーク企業登録制度実施要領(令和6年5月13日付6産労雇労第299 号。以下「登録実施要領」という。)で使用する用語の例による。
- 2 本要領においてマークとは、「東京サステナブルワーク企業登録マークデザインマニュアル」(以下「デザインマニュアル」という。)に定めるパターン1「みらワカプラス」とパターン2「みらワカ」をいう。

(利用範囲)

- 第3条 登録企業は、以下のとおり、マークを利用することができる。
- 2 前項に係る利用期間は、次のとおりとする
 - (1) マークは、第4条第3項により都から利用許諾を受けた日から利用できる。
 - (2)マークは、登録実施要領により定める登録期間の満了日又は第6条に該当することとなった日のいずれか早く到来する日まで利用できる。
- 3 第1項に係る利用方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1)登録企業が発行又は制作及び管理を併せて行う各種媒体(自社パンフレット、チラシ、 ポスター、名刺及びレターヘッド(無償で配布又は掲示するものに限る))
 - (2) 自社のホームページへの掲載 (無償で公開するものに限る)
- 4 第3項の規定に関わらず、以下に掲げる事項に該当する場合は、利用することができない。
 - (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (2) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
 - (4) デザインマニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。
 - (5) 都及び登録制度のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (6) 有償頒布(販売)する商品や、有償提供サービスに使用する製品に掲示するとき。
 - (7) 登録企業が提供する商品やサービスの品質を担保・保証するものとして利用すると き。
 - (8) 第三者にマークを利用させるなど、都が有する著作権の侵害にあたるとき。また、

都の著作権行使を阻害して利用するとき。

(9) その他都が不適当と認めるとき。

(利用許諾手続)

- 第4条 マークの利用を希望する企業は、マーク利用申請書(別記第1号様式)をオンラインにより都に提出しなければならない。
- 2 マークの利用申請は、登録実施要領に基づき、登録を申請する企業及び登録企業が行うことができる。ただし、登録の申請と同時にマークの利用申請をする企業において、登録の決定がなされない場合はマークの利用申請を無効とする。
- 3 都は、前項の規定によりマークの利用申請を行った企業に対し、内容を確認した上で利用 を許諾するときは、認定の区分に相当するマーク利用承認書(別記様式第2号)を、利用を 許諾しないときはマーク利用不承認通知書(別記様式第3号)を通知するものとする。
- 4 都は、前項の規定による利用許諾に当たって、必要に応じて条件を付すことができる。

(利用上の遵守事項)

- 第5条 マークの利用許諾を受けた企業(以下「マーク利用企業」という。)は、次の各号に 掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 本要領及びデザインマニュアルを遵守すること。
 - (2) 第三者がマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
 - (3) 都が提供するマークの電子データを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (4) マークは、申請した利用目的及び利用方法のみで利用すること。
- 2 自己のものとして商標又は意匠目的に使用すること、及び登録出願することは認めない。
- 3 マークの利用に伴い事故若しくは苦情が発生した場合又は第三者に損害を与えた場合は、 マーク利用企業の責任をもって処理するものとし、都はそれに関する一切の責務を負わな い。

(利用許諾の取消)

- 第6条 マーク利用企業が、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、マークの利用許諾 を取り消すものとする。
 - (1) 第3条又は第5条に違反したマークの利用が認められたとき。
 - (2) 登録実施要領に基づく登録を取り消したとき。
 - (3) その他登録又は利用許諾若しくはその両方の継続が不適当であると都が認めたとき。
- 2 都は、前項に規定する利用許諾の取消しを行ったときは、マーク利用承認取消通知書(別記様式第4号)を、当該取消しを受けた者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた企業は、マークの利用を直ちに中止するとともに、マークが付された物が流通しないための措置を講じなければならない。
- 4 都は、第1項に規定する利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(利用の停止)

第7条 都は、本要領に基づく必要な利用許諾を受けずにマークを利用した者について、直ち にその利用の停止を請求する。

(著作権の帰属及び著作権使用料)

- 第8条 マークの著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する 権利を含む)は都に帰属する。
- 2 本要領による利用許諾は、本要領の範囲内でマークの利用を認めるものであり、独占利用 権の付与又は著作権の移転を伴うものではない。
- 3 本要領に基づくマークの利用許諾に係る著作権使用料は、東京都著作権取扱要綱第 12 条 による。

(免責)

第9条 マークの利用により生じたいかなる損害に対しても都は一切の責任を負わない。

(事務)

第10条 本要領に関する事務は、産業労働局雇用就業部労働環境課が行う。

(その他)

第 11 条 本要領に定めのない事項については、実施要綱及び登録実施要領に基づき、都が判断する。

附則

この要領は、令和6年12月10日から施行する。